

番号：130984

国名：スリランカ

担当部署：スリランカ事務所

案件名：紛争影響地域におけるコミュニティ開発人材育成プロジェクト（研修計画・教材作成体制強化）

#### 1 担当業務、格付等

(1) 担当業務：研修計画・教材作成体制強化

(2) 格付：2号

(3) 業務の種類：専門家業務

#### 2 契約予定期間：

(1) 全体期間：2013年10月下旬から2014年4月下旬まで

(2) 業務M/M：国内0.4M/M、現地3.0M/M、合計3.4M/M

(3) 業務日数：

業務予定期間(日数)	準備	第1次派遣	国内	第2次派遣	国内	第3次派遣	整理	M/M
	3	42	2	26	1	22	2	3.40

※業務工程については上記を想定するが「10 特記事項(1)」を参照の上、プロポーザルにて提案すること。

#### 3 簡易プロポーザル提出部数、期限、方法

簡易プロポーザル提出部数：1部

見積書提出部数：1部

提出期限：10月16日(12時まで)

提出場所：専用アドレス(e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出、

または調達部受付(JICA本部1F)への書類の提出

※2013年10月2日以降の公示案件（業務実施契約（単独型）のみ）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を試行導入します。提出方法等詳細については、JICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ）をご覧ください。

#### 4 プロポーザル評価項目及び配点

##### (1) 業務の実施方針

①業務方針の的確性 6

②業務方法の整合性、現実性等 12

③当該業務実施上のバックアップ体制 2

##### (2) 業務従事者の経験能力等

①類似業務の経験 40

②対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 8

③語学力 16

④その他 学位、資格等 16

(計100点)

類似業務	研修に係る計画策定・実施業務
対象国/類似地域	スリランカ/全途上国
語学の種類	英語（語学は認定書（写）を添付してください。）

## 5 条件

- (1) 参加資格のない社等：特になし。
- (2) 必要予防接種：特になし。

## 6 業務の背景

スリランカにおいて、30年近く継続した武力紛争は2009年5月に終結した。紛争で最も影響を受けた東部州、及び北部州のうち、2007年に武力紛争が終結した東部州では基幹インフラの復旧が一定程度進み、開発期に移行する一方で、紛争末期に激戦が行われた北部州においては一時28万人に及ぶ国内避難民（IDP）を生み出すなど、東部州以上に甚大な被害を蒙った。その後、2012年後半に公式には全てのIDPが帰還し、2013年前半に人道援助の多くが完了した状況下、北部州においても基幹インフラの復興が進められており、帰還民による生計活動が再開されつつある。しかしながら、同地域には安定的に生計活動を営む基盤が未だに不足していることや、土地なし農民や寡婦世帯などの脆弱層と土地所有世帯等との間で経済格差が生まれつつあるなど、新たな課題が発生している状況にある。更に、紛争中は行政サービスが行き届いていない地域が多く存在し、住民も避難生活を繰り返す中で組織化がなされていない中、行政と住民との関係性が構築されていないといった紛争影響地特有の課題を抱えている状況にある。このため、住民と直接接する機会の多い地方行政官による住民の状況把握力、及び住民に接する能力の強化が課題となっている。

本案件は、要請がなされた当時、まだ紛争中にあっても両州において実施中であった各種コミュニティ開発案件（「北東部津波及び紛争被災地域コミュニティアップリフトメント（T-CUP）」、「コミュニティアプローチによるマナー県復旧・復興計画（MANRECAP）」、「農村復興開発計画（PEACE）」、「トリンコマリ州住民参加型農業農村復興開発計画（TRINCAP）」等）の成果を元に、両州を所管する地方行政官の実践力強化を通じた住民によるコミュニティ開発を推進するため、2007年度に技プロの要請として上げられ、翌2008年度に採択されたものである。その後、紛争終結後の緊急支援を行いつつ、スリランカ政府と本案件のコンセプト及び実施手法に係る協議を進めた結果、2011年2月にR/Dが締結された。同R/Dの締結を受け、JICAは同年7月にローカルコンサルタントによる両州の研修ニーズ調査に着手し、同年10月に「プロジェクト運営管理／研修企画」分野の個別専門家派遣を行い、事業の本格化を図ろうとしたものの、派遣直後の2011年12月に開催された第一回JCCにおいて、当時の北東部の復興の進捗状況等を勘案し、案件の枠組みを見直すようスリランカ側から強い要望が出された。その後、累次に亘りスリランカ政府と枠組みの見直しに係る協議を行った結果、新たに北部州・東部州に隣接し、紛争影響地域を一部抱えている北中部州を加えると共に、プロジェクト目標自体に変更はないものの、地方行政官に対する研修そのものよりも、各州の研修実施機関の機能強化にフォーカスした案件内容に軌道修正することで合意し、2013年3月に修正R/Dが締結され現在の案件実施基盤が整った状況にある。

本専門家は、現在派遣中の「プロジェクト運営管理／研修企画」分野の長期専門家や他のプロジェクト専門家（脆弱層支援、農村開発等）、及びカウンターパート（C/P）機関である経済開発省等と協力し、現在、スリランカ政府側の本研修実施に係る委託機関となっている「スリランカ行政開発研究所（SLIDA）」による研修ニーズ調査（北部州・東部州については2年前に実施した調査の再精査）、研修教材作成（2013年度は延べ10コースのうちの2コースを作成予定で、内容はトレーナー用の研修教材と実際に研修で用いる研修員用の教材の2種類を想定）、研修講師トレ

ーニング（TOT）の活動をモニタリングし、実施のプロセスにおける助言・指導を行うことを目的として、派遣する。また、北部州（MDTI）、東部州（MDTD）、北中部州（MDTU）の各州レベルで研修を実際に行う機関の長、及び研修講師等の関係者に対しても、スタディ・ツアー実施等を含む研修計画での助言・指導も行うものとする。なお、上述の修正R/D締結までの期間を活用し、前掲の案件のうちTRINCAP及びPEACEの2案件に関しては、スタディ・ツアーの視察先候補地を複数取り上げ、地方行政官の実践能力強化の実例を示すための教材となり得る材料を収集し、少なくとも東部州及び北中部州内のスタディ・ツアーは着手可能な状況にあるが、スタディ・ツアー実施における関係者の役割分担の明確化及び実施体制に対して助言を行うものとする。

## 7 業務の内容

本コンサルタントは、10月下旬から11月上旬にかけて派遣予定の運営指導調査団の助言等を踏まえつつ、JICAスリランカ事務所及び現在派遣中の長期専門家（プロジェクト運営管理／研修企画）とも協議し、以下の業務を行う。

具体的担当事項は以下のとおりとする。

### （1）国内準備期間（2013年11月上旬）

① これまでに作成された運営指導調査報告書、専門家報告書、2011年度に実施したローカルコンサルタントによる研修ニーズ調査報告書（北部州、東部州）、スタディ・ツアー候補地に関する基礎資料、SLIDAが作成した研修委託業務プロポーザル、及び本事業のプロジェクト・デザイン・マトリックス（PDM）の内容をレビューし、本研修実施における運営体制の強化に向けた課題を整理する。

② ワークプラン（英文）を作成し、JICA南アジア部、及び経済基盤開発部に提出し、業務計画の説明を行う。なお、ワークプラン作成に際しては、SLIDA作成の研修委託業務計画の最新のスケジュールについてJICAスリランカ事務所を通じて事前に確認し、整合性を図ることに留意する。

### （2）第1次現地派遣期間（2013年11月中旬～12月下旬）

① 現地業務開始時に、JICAスリランカ事務所、他のプロジェクト専門家、及びC/P機関にワークプランを提出し、業務計画の内容の確認を行うとともに、活動の進め方について合意する。この際、各機関関係者と本プロジェクトの実施体制、モニタリング体制、役割分担を再度確認し、研修計画策定・遂行に当たっての現状と課題を抽出し、改善策について協議を行う。特に2013年度に策定予定の2コースに関わるSLIDA関係者に対しては、各コースの具体的な作成作業手順・計画について確認を行い、必要な助言を行う。

② 上記①の確認作業を経た後、北部州（MDTI）、東部州（MDTD）、及び北中部州（MDTU）の現況把握のために現地視察を行い、各研修実施機関の研修計画策定のプロセス、研修実施の手順について関係者へのヒアリングを行い、2013年度策定予定の2コースを次年度の研修計画に盛り込む際の課題・改善点を抽出する。

③ 上記②の現地視察に当たっては、東部州と北中部州については各研修機関に配置されているプロジェクト雇用のローカルコンサルタントと協議・調整の上、スタディ・ツアー先として想定している視察先を各州で2～4カ所程度を目途に視察し、研修教材に盛り込まれている内容の確認を行う。

④ 上記②、③で確認した現地視察の結果を現地視察報告としてC/P機関、他のプロジェクト専門家、及びJICAスリランカ事務所に説明し、現時点で想定している研修計画全体に対して必要と考えられる改善点を説明し、改善に向けた助言を行う。また、右改善点について、12月中旬に開催を予定している全プロジェクト関係者を集めた全体調整会議（JCC）にて説明を行い、翌年に向けた研修計画全体を見直す作業を支援する。

⑤ 上記①～④の内容を盛り込んだ現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P機関及びJICAスリランカ事務所に

報告、提出する。

(3) 第1次国内作業期間(2013年12月下旬)

- ① JICA南アジア部、及び経済基盤開発部へ現地業務結果を報告する。
- ② 第1次現地業務結果を踏まえ、必要に応じ、ワークプラン(英文)を修正する。

(4) 第2次現地派遣期間(2014年1月上旬～1月下旬)

① 現地業務開始時に、JICAスリランカ事務所、及びC/P機関にワークプランを提出し、業務計画の内容の確認を行う。

② 上記①の確認作業を経た後、第1次現地業務の際に確認した研修計画全体への改善点の反映状況を確認し、必要に応じて助言を行う。

③ 上記②の作業と並行して、SLIDAによるTOTの実施状況をモニタリングし、必要な改善点を抽出する。

④ 各州の研修機関(MDTI、MDTD、MDTU)がプロジェクト雇用のローカルコンサルタントと連携しつつ実施する予定のスタディ・ツアーについても、(各州1回ずつを目途に)サンプリング的に同研修に同行し、その運営方法や研修の実施手法に関する改善点を抽出する。

⑤ 上記②～④の作業を通じて把握された現状分析を元に、各種研修実施において抽出した改善点をとりまとめる。この際、各研修実施機関によるモニタリングの方法やモニタリング項目について言及すると共に、実際に研修を受けた地方行政官の研修成果を評価する上での評価の視点や留意点についても検討し、効果的なモニタリング体制のあり方と共に提言としてとりまとめる。

⑥ 上記⑤でとりまとめた提言について、C/P機関、他のプロジェクト専門家、及びJICAスリランカ事務所に説明し、モニタリング・評価体制の構築に向けた協議を行う。

⑦ 上記①～⑥の内容を盛り込んだ第2次現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P機関及びJICAスリランカ事務所に報告、提出する。

(5) 第2次国内作業期間(2014年1月下旬)

- ① JICA南アジア部、経済基盤開発部へ現地業務結果を報告する。
- ② 第2次現地業務結果を踏まえ、必要に応じ、ワークプラン(英文)の修正内容を確認する。

(6) 第3次現地派遣期間(2014年3月上旬～3月下旬)

① 現地業務開始時に、JICAスリランカ事務所、及びC/P機関にワークプランを提出し、業務計画の内容の確認を行う。

② 上記①の確認作業を経た後、第1次現地業務の際に確認した研修計画全体への改善点の反映状況及び第2次現地業務において指摘した研修実施におけるモニタリング・評価体制構築に向けた取り組み状況を確認する。

③ 上記②の現状把握作業によって得られた情報を元に、2014年4以降、本プロジェクトで取り組むべき事項をとりまとめ、3月中旬に開催を予定している全プロジェクト関係者を集めた全体調整会議(JCC)にて説明を行い、翌年に向けた研修計画全体を見直す作業を支援する。

④ 上記①～③の内容を盛り込んだ第3次現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P機関及びJICAスリランカ事務所に報告、提出する。

## (7) 帰国後整理期間（2014年4月上旬）

専門家業務完了報告書（和文）をJICA南アジア部、及び経済基盤開発部へ提出し、活動成果、今後の課題等に関し報告を行う。

## 8 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(3)専門家業務完了報告書とする。

- (1) ワークプラン（英文9部：監督職員、経済基盤開発部、南アジア部、プロジェクトチーム、CP機関（計5部））  
現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。
- (2) 現地業務結果報告書（英文9部：監督職員、経済基盤開発部、南アジア部、プロジェクトチーム、CP機関（計5部））

記載事項は以下の通り（各派遣時に作成）。

- ①業務の具体的内容
  - ②業務の達成状況
- (3) 専門家業務完了報告書（和文3部：監督職員、経済基盤開発部、南アジア部）
    - ①業務の具体的内容
    - ②業務の達成状況
    - ③業務実施上遭遇した課題とその対処
    - ④プロジェクト実施上での残された課題

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データもあわせて提出すること。また、現地派遣期間中／国内作業期間中のコンサルタント業務従事月報を作成し、JICAスリランカ事務所に提出する。

## 9 見積書作成にかかる留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。  
航空経路は、成田～コロンボ往復を標準とします。
- (2) 戦争特約保険料  
特になし。
- (3) 一般管理費等の上限加算  
特になし。

## 10 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ①現地業務日程

現地派遣期間は合計で3回を予定していますが、各派遣期間の日程調整はある程度可能です。

#### ②現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています）。

- ・プロジェクト運営管理／研修企画（長期派遣専門家）
- ・教材作成支援／脆弱層支援（短期派遣専門家）他

なお、プロジェクトの実施体制については、スリランカ政府側の全体調整は（JCCの議長として）経済開発省が行うものの、研修の実質的な取りまとめ役としては（ワーキング・グループ（WG）の議長として）SLIDAが担うこととなっており、研修ニーズ調査、教材作成、TOTを各州の研修機関（MDTI、MDTD、MDTU）と協力して行うこととしている。この際、SLIDAは、本プロジェクトで策定予定の10コースの研修ごとに平均で3名のコース策定チームを編成し、各教材（案）の作成を順次行い、SLIDA、MDTI、MDTD、MDTU、及びJICA個別専門家（プロジェクト運営管理／研修企画）（各短期専門家、プロジェクト雇用ローカルコンサルタントを含む）で構成されるWGで成案として固め、最終的にJCCの場で承認を得る流れを想定している。

また、現在派遣中のJICA個別専門家（プロジェクト運営管理／研修企画）は通常は経済開発省の執務スペースにて各種運営・調整業務を行っているが、SLIDAによる作業が本格化するに連れて同専門家用の執務スペースもSLIDA内に確保することとしている。なお、プロジェクト雇用ローカルコンサルタントを東部州（MDTD）、及び北中部州（MDTU）については各2名ずつ配置し、主にスタディ・ツアー実施にかかる教材作成及び実施支援を行うこととしている。但し、北部州（MDTI）については、現時点ではプロジェクト雇用ローカルコンサルタントの配置を行うのではなく、北部州にて必要な人員を当初から北部州政府が自力で確保することを強く望んでいる状況にあるため、現時点ではプロジェクト雇用の人員は配置されていない。

### ③便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

#### ア) 空港送迎

あり

#### イ) 宿舎手配

あり

#### ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）

#### エ) 通訳傭上

必要に応じ、手配します（タミル語＝英語等）。

#### オ) 現地日程のアレンジ

プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。

#### カ) 執務スペースの提供

業務開始時の経済開発省内プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供（ネット環境完備）

SLIDA事務所における執務スペース提供

北部州（MDTI）、東部州（MDTD）、及び北中部州（MDTU）の各州の研修実施機関に出張する際は、それぞれの研修機関内にて執務スペースを提供

## (2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料を当機構経済基盤開発部平和構築・都市地域開発第二課（TEL:03-5226-8117）にて配布します。

- ・プロジェクトが作成・収集した各種資料（研修ニーズ調査（2011年に実施した北部州、東部州における調査）、最新の行政官配置状況、2012年度の各研修機関による研修コースリスト、スタディ・ツアー候補地基礎情報（TRINCAPの7行政村（GN）分、PEACEの8カ所の農民組織（FO）分等）、SLIDA研修委託業務にかかるプロポーザル、修正R/D、第3回JCCまでの会議資料（含む第2回JCCまでの議事録）等）
- ・運営指導調査報告書（2011年12月、2012年11月）
- ・専門家活動報告書（プロジェクト運営管理／研修企画）

②本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイト上で公開されています。

- ・プロジェクト基本情報（ナレッジサイトトップ>プロジェクト情報>スキーム別&国別一覧>プロジェクト基本情報）

### （3）その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②スリランカ国内での作業においては、機構の安全管理措置を遵守するとともに、十分な安全対策措置を講じることとする。
- ③前掲の通り、プロジェクト雇用ローカルコンサルタントを東部州（MDTD）、及び北中部州（MDTU）については各2名配置し、主にスタディ・ツアー実施にかかる教材作成及び実施支援を行うこととしているが、北部州（MDTI）については、現時点ではプロジェクト雇用ローカルコンサルタントの配置を行うのではなく、北部州にて必要な人員を当初から自力で確保することを強く望んでいる状況にあるため、現時点ではプロジェクト雇用の人員は配置されていない。このため、スタディ・ツアー教材関係資料は他の2州のように収集出来ておらず、スタディ・ツアー実施に際しても、プロジェクトがその実施を支援する場合には、遠隔にてそれらの作業を行う必要がある前提で支援を検討中の段階にある。
- ④また、SLIDAについては、研修講師陣を豊富に有している一方、本プロジェクトで研修を実施するためのロジ要員を十分に確保出来る見込みが当面ないことから、ロジ面のサポートは当面はJICA個別専門家が直接雇用するローカルスタッフが対応する想定としている。
- ⑤なお、本プロジェクト終了後もスタディ・ツアーを各研修機関が頻繁に行うだけの予算を保有出来る見込みがないものの、本プロジェクト期間中にスタディ・ツアー実施のために収集した資料や作成した教材は、本プロジェクト終了時までにはマルチメディア教材としてとりまとめ、本プロジェクト終了後は各研修機関にてマルチメディア教材として上映するなどして活用し、研修を継続する想定で策定することとしている。

以上